

9月定例会で次の意見書を議決し、関係機関にその実現を要請した。

地方の道路整備財源の確保に関する意見書

道路は、人や物の流れを支え、経済、社会活動の根幹となる重要な社会資本であり、また、納税者である国民の誰もが沿道の住民であり、かつ、利用者であり受益者であるという、最も生活に密着した社会資本である。

特に、本県など、道路交通への依存度が極めて高く、高齢化の進展が著しい地域においては、道路整備の遅れが地域コミュニティの崩壊をも招きかねず、そこに暮らす人々が活力に満ち、安全で安心して快適な生活が出来る地域社会を実現するためには、高規格幹線道路から市町道に至る道路網の整備が必要不可欠である。

しかしながら、本県は地理的、地形的な制約もあり、国・県道の改良率は全国と比べて大きく立ち遅れており、また、高速道路の整備も4県都が結ばれはしたものの、四国の基本的な骨格である8の宇ルート形成には、まだまだ道半ばであり、ネットワークとしての連続性が確保されておらず、機能を十分果たしていない状況にある。特に南予の一部地域においては、鉄道もなく道路が唯一の輸送手段であり、今世紀前半に発生する可能性が高いといわれる東南海・南海地震に備えるためにも、この整備は急務となっている。

こうした中、国においては、道路特定財源の用途拡大や一般財源化が議論され、19年度予算においては、1,806億円が一般財源化されたところであり、さらには、今年度末に道路特定財源制度そのものを抜本的に見直すものと聞いており、道路整備が遅れている本県のような地方部にとって、到底容認できるものではない。

東京や大阪など大都市圏との格差がますます拡大し、地方発展の大きな阻害要因になるのではないかと、また、新直轄方式での整備が決まり、南予への延伸の期待が高まっている高速道路の整備にも大きく支障が出るのではないかと大変危惧している。

よって、国においては、地方部に住む者の声や道路整備の実情をよく把握し、その重要性、緊急性を十分認識され、遅れている地域の道路整備を引き続き強力に推進するため、道路特定財源を一般財源化することなく、すべて道路整備に充当できるよう特定財源制度の堅持を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月27日

伊予市議会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 国土交通大臣 経済財政政策担当大臣

陳情の審査結果

(今議会提出分)

番号	件名	議決結果
陳情第5号	伊予上野団地自治会(区)変更等について	継続審査
陳情第6号	製材所(中新川)から発生する公害による健康被害からの救済についての陳情書	継続審査

(継続審査分)

番号	件名	議決結果
(平成18年) 陳情第13号	国民の食糧と健康、農業を守る陳情書	不採択 (賛成多数)

◆議会を傍聴しませんか◆
定例会は三月・六月・九月・十二月の年四回開催しており、どなたでも傍聴できます。
十二月定例会の日程は、広報「いよし」十二月号に掲載されますので御参照ください。

◆会議録が御覧になれます◆
本市に掲載された質問や答弁等の内容を詳しくお知りになりたい方は、会議録(十二月上旬発行予定)・伊予市ホームページ(伊予市議会会議録検索システム)を御覧ください。
なお、会議録は、議会事務局のほか図書館、各公民館に備えてあります。